モニタリング実施報告について

　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡県経営改善支援センター

【モニタリング支払申請が遅れる場合の対応です】

モニタリングは実施しているが、申請者（事業主）からの３分の１の費用の領収が出来ていない等、モニタリング支払申請が遅れる事情がある場合には、センター宛てに、「モニタリング実施報告」を行います。

　モニタリング財務基準月から5か月以上経過しても、モニタリング支払申請が出来ない場合の暫定的、かつ例外的な対応です。モニタリング実施報告後に、支払申請の準備が整い次第、モニタリング支払申請をお願いします。

【報告手続きは、代表認定支援機関の捺印だけです。】

モニタリング実施報告は代表認定支援機関の捺印のみで手続きできます。

センターへの提出書類は次の通りです。

　・モニタリング実施報告書の送付書　　（静岡制定）

　・モニタリング実施報告書【報告１】　（静岡制定）

　・モニタリング報告書【別紙３－１】

　・金融機関へのモニタリング報告で使用した資料

　・決算期を経過した場合は、決算書（表紙～個別注記まで）

モニタリング実施報告で「モニタリング報告書【別紙３－１】」を提出した場合でも、モニタリング支払申請時に、改めて「モニタリング報告書」の提出が必要です。

モニタリング実施報告書類のフォームおよび記入例は、ホームページ「静岡経営改善支援センター」に添付してあります。

モニタリングについての詳細は静岡県経営改善支援センターHPの添付書類

「モニタリングについて」をダウンロードして参照ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (静岡県経営改善支援センター280411)